

ご不明な点につきましては、  
お気軽にお問い合わせください

被害者支援都民センター  
03-3222-9051

本リーフレットは関係機関の方々に向けたもの  
です。被害者ご本人向け、またご家族向けのリー  
フレットもご用意しておりますので、当センター  
ウェブサイトよりダウンロードしてください。



当センターは  
「犯罪被害者等早期援助団体」  
です

東京都公安委員会により、被害者支援を  
適正かつ確実にを行うことができる法人と  
して、「犯罪被害者等早期援助団体」に指定  
されています。

警察が支援を必要と判断した場合、被害者  
やご家族の同意を得て、当センターに支援  
要請が入ります。これにより、事件直後  
からの速やかな支援が可能となっています。  
なお、役職員には守秘義務があります。

# 被害者支援都民センター 精神的ケアのご案内

医療関係者の方へ



犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口

公益社団法人  
被害者支援都民センター  
Victim Support Center of Tokyo

03-3222-9050

(多摩地域 042-506-1042)

相談・支援  
無料

FAX 03-3222-9053 \*相談者の秘密は守られます

電話受付時間 ※祝日・年末年始を除く

月	火	水	木	金	
●			●	●	9:30~17:30
	●	●			9:30~19:00



メール相談

東京都公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体  
東京都総合相談窓口

公益社団法人  
被害者支援都民センター

リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

## 対象となる方

- 原則、東京都在住の方に限ります。
- 犯罪によって、生命・身体に重大な被害を受けたご本人とその家族等（殺人、強盗、不同意性交等・不同意わいせつ、傷害、誘拐、交通事故などの「身体犯」の被害者等）
- 犯罪によって家族を亡くされたご遺族

## 相談できる内容

### ☞ 被害後に生じた精神的反応

急性ストレス症状やPTSD症状  
(侵入症状や回避症状、認知と気分の陰性反応、過覚醒症状など)  
情緒不安定、抑うつ、遷延性悲嘆など

### ☞ 被害後に生じた対人関係のトラブルや行動の問題

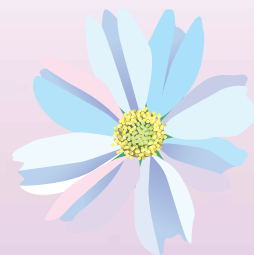
## 相談の申込み

- ☞ センターの心理的支援プログラムが適用とならない場合もありますので、ご紹介いただく際には、事前にご相談ください。
- ☞ 被害者ご本人がお電話をくださると、犯罪被害相談員が対応します。高校生以下のお子様の場合は、保護者の方からの電話で受付をすることもできます。必要に応じて公認心理師等のカウンセリングをご案内します。

- ☞ ご利用の際に、紹介状および情報提供書を願います。
- ☞ センターは医療機関ではないため、医学的治療は提供できませんが、通院と並行して精神的ケアを提供することは可能です。
- ☞ 専門家・支援者のご相談も受け付けています。

## 精神的ケアの内容

- 被害者等のペースに合わせた支持的対応  
傾聴・支持的カウンセリング  
リラクゼーション(呼吸法など)  
心理教育(トラウマ反応や悲嘆に関するなど)
  - PTSD等のトラウマに焦点を当てた認知行動療法  
PE療法(持続エクスポージャー法)  
外傷性悲嘆治療プログラム(TGTP)  
子どものためのトラウマ・フォーカスト認知行動療法(TF-CBT)
- ※ 精神的ケアでは、精神科医・公認心理師による面接を原則1回60～90分、20回を上限として行います。



## 精神的ケア以外の支援

### ● 刑事手続等に関する情報提供

犯罪被害相談員が刑事手続等に関する情報提供を行っています。

\*犯罪被害相談員とは、被害者支援に関する専門的な研修と実践を積んだ相談員で、刑事手続等の支援を行います(公安委員会指定)。

### ● 警察署、検察庁、裁判所等への付添支援

被害者や家族等が警察署・検察庁・裁判所に行く際に、状況に応じて犯罪被害相談員が付き添います。

都民センターは東京都と協働し、センター内に「犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口」を設置し、精神科医や公認心理師による精神的ケアを提供しています。

☞ 犯罪の被害者やその家族等に支援を行う民間団体です。

☞ センターの相談・支援はすべて無料です。

